



国際取引と

債権管理回収実務の

基礎知識

アメリカからの国際的な
在庫の引揚げ

〈第七回〉

弁護士・ニューヨーク州弁護士 竹内康二

はじめに

債務者倒産に伴う債権者による在庫の引揚げは、双方とも緊張したなかで、白熱した様相に至ることが多い。特に債権者の側からすると、在庫引揚げの著しいことや換価代金が僅かでない点をわかつていても、会社の緊急時に、トラックを配して意気揚々として在庫を持ち返ることのシンボリックな意義は大きいとみられているようである。この場合に、回収にあたる債権者が法的な理由を準備しているのか、それとも理論武装をしていないのかは、実は判然としない。一般には、とにかく引揚げるといふ程度にとどまるし、気のきいたところで、売買契約解除、担保としての預り契約、売主の取戻権行使、売買先取特権対象の代物弁済などである。

勝ちであつて、もちろん、日本のような様相ではないとしても、結構そのような例があることを知っておいた方がよいと考へたことが一つの理由である(註①)。もう一つの理由は、最近、日本の商社、あるいはメーカーの複数が、D/A条件で輸出した商品代金の回収のため、本社管理部門の社員を派遣し、一日一台当り二、〇〇〇ドルという高額の運送屋を手配して商品引揚げを図つたが、やはり失敗に終つたという出来事があつた。また、日本法人の現地法人も商品代金回収にあまり工夫をしていないことも特に気掛りになつた。そこで、もう一度、基礎的ルールを復習する意味があると思へたことによる。

ところで、今回やや突飛に映るテ

ーマを選んだのは、これまで、アメリカでは倒産による在庫の引揚げなどは余り無いのだという風に言われ



国際取引と 債権管理回収実務の 基礎知識

〈第八回〉

(前号までのあらすじ)

売主が動産売買代金の回収につき、工夫を試みるときに、先順位の動産在庫担保収者に対して優先するための手順がUCCにあること、そのおよその方向は、代表的な例で、①動産売買代金担保権設定契約の締結、②登録、③引渡し前の先順位担保権者への通知、であることがわかった。

アメリカ集合動産担保に対する

動産売買代金担保権の優先

——我が国最高裁の新判例との対照

弁護士・ニューヨーク州弁護士 竹内康二



国際取引と 債権管理回収実務の 基礎知識

〈第九回〉

動産売買代金担保権の行使と

アメリカ連邦倒産手続

弁護士・ニューヨーク州弁護士 竹内康二

(前号までのあらすじ)

売主の動産売買代金の回収のため
の在庫引揚げの可否や、先登録の集
合動産担保に優先する売買代金担保
権の確保のための手続の基本が何で
あるのかが明らかになった。しかし、
これまでは、いずれも、買主が決定
的な経営の破綻に陥っていないこと
を想定していた。



国際取引と

債権管理回収実務の

基礎知識

〈第一〇回〉

動産売買代金担保権の

アメリカ連邦倒産手続との攻防

弁護士・ニューヨーク州弁護士 竹内康二

(前号までのあらすじ)

売主が売買代金担保権を手続的に確保しても、買主の更生などにもなう連邦破産法の手続申立てにより、売買代金担保権の実行が大きな制約に服することがわかった。また、買主の営業継続により担保は使用や減耗の危険に晒される。しかし、これに対する対抗手段が必ずや存在する。